

7 その他全般的事項

<工学部 ロボット理工学科>

(1) 設置計画変更事項等

認可時の計画	変更内容・状況, 今後の見通しなど
<p>①授業形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実験・実習」科目 該当科目：ロボット製図、加工実習、ゼミナール A、ゼミナール B、ゼミナール C ・「演習科目」 該当科目：材料科学、加工学、ロボットアナトミー <p>②卒業要件及び履修方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学共通教育科目 24 単位以上 ・学部教育科目 84 単位以上 内訳 学部共通教育科目 10 単位以上 学科専門教育科目 68 単位以上 ・学生が自由に選択する科目 16 単位以上 (卒業要件：総単位数 124 単位以上) 	<p>①授業形態の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる授業形態を「演習」科目と、実験・実習を取り入れた授業方法に変更する。 該当科目：ロボット製図、加工実習、ゼミナール A、ゼミナール B、ゼミナール C ・主たる授業形態を「講義」科目と、演習を取り入れた授業方法に変更する。 該当科目：材料科学、加工学、ロボットアナトミー <p>②履修方法の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学共通教育科目 24 単位以上 ・学部教育科目 84 単位以上 内訳 学部共通教育科目 16 単位以上 (変更) 学科専門教育科目 68 単位以上 ・学生が自由に選択する科目 16 単位以上 (卒業要件：総単位数 124 単位以上)

(注)・1～6の項目により記入した事項以外で、設置時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。

- ・設置時の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については適宜項目を設けてください。（記入例参照）

(2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

<p>①実施体制</p> <p>a 委員会の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部大学 FD 委員会を設置している。 ・同委員会の下に、FD 活動 WG、FD 活動評価点検委員会を置いている。 ・学長の下に、教育活動顕彰審査選考委員会を置いている。 ・委員会規程は、別添のとおり。（・中部大学 FD 委員会規程 ・中部大学 FD 活動評価点検委員会規程 ・中部大学教育活動顕彰規程 ・中部大学教育活動顕彰審査選考委員会規程） ・また、学部（研究科）に学部・学科（研究科・専攻）固有の FD 活動を実施する学部・研究科 FD 委員会を置いている。 <p>b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）（平成 25 年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開催回数</th> <th>委員数等</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FD 委員会</td> <td>4 回</td> <td>委員 25 人（委員長は学長）</td> <td>第 1 回 23 人、第 2 回 22 人、第 3 回 19 人、第 4 回 23 人</td> </tr> </tbody> </table>				名称	開催回数	委員数等	参加人数	FD 委員会	4 回	委員 25 人（委員長は学長）	第 1 回 23 人、第 2 回 22 人、第 3 回 19 人、第 4 回 23 人
名称	開催回数	委員数等	参加人数								
FD 委員会	4 回	委員 25 人（委員長は学長）	第 1 回 23 人、第 2 回 22 人、第 3 回 19 人、第 4 回 23 人								

FD 活動 WG	5 回	委員 11 人 (WG 長は大学教育研究センター長)	第 1 回 10 人、第 2 回 7 人、第 3 回 8 人、第 4 回 9 人、第 5 回 10 人、
FD 活動評価点検委員会	3 回	委員 8 名 (委員長は大学教育研究センター長)	第 1 回 8 人、第 2 回 7 人、第 3 回 6 人
教育活動顕彰審査選考委員会	2 回	委員 17 名 (委員長は副学長)	第 1 回 15 人、第 2 回 17 人

c 委員会の審議事項等

委員会名称	審議事項等
FD 委員会	(1) FD 活動の在り方に関する事項 (2) FD 活動の実務に関する事項 (3) 教育職員の顕彰に関する事項 (4) 教育職員の資質開発を図るための組織的な研修に関する事項 (5) その他 FD に関し必要な事項
FD 活動評価点検委員会	FD 活動全般及び教育活動顕彰制度に係る事項の評価点検に関すること。
教育活動顕彰審査選考委員会	顕彰制度による表彰対象者の審査及び選考に関すること。

②実施状況

a 実施内容

- ・新任教員説明会
- ・教育活動重点目標・自己評価シートの設定
- ・FD フォーラム
- ・FD 講演会
- ・学生による授業評価
- ・教員による授業自己評価
- ・授業改善アンケート
- ・CUMOC (キューモ : Chubu University Mobile Clicker) システムの提供
- ・授業改善ビデオ撮影支援
- ・授業のオープン化制度 (全学公開授業、授業サロンの開催を含む。)
- ・教育活動顕彰制度
- ・FD 活動評価点検
- ・教員キャリアアッププログラム
- ・FD カフェ
- ・FD 活動支援経費の補助
- ・学部・研究科 FD 委員会・学科単位の FD 研究会

b 実施方法

内容等	実施方法詳細
新任教員説明会	FD 活動全般及び教養活動顕彰制度について、採用日の辞令交付後に実施。
教育活動重点目標・自己評価シートの設定	専任教員全てが、各学部が定めた教育活動、学務活動等に関する項目について重点目標を定め、学部長、学長に提出し、年度末に自己評価を行い、その結果を学部長、学長に提出。
FD フォーラム、FD 講演会	FD 委員会が企画し、大学教育等の改革、改善、質的向上の推進を図るため、学内外の講師により全教職員に案内して実施。
学生による授業評価	各学期末 (年 2 回) に、学生の全履修科目について、Web を利用して実施する。その結果及び担当教員のコメントを Web 上で、全学生及び教職員が閲覧できるようにしている。

教員による授業自己評価	各学期末に、教員が担当する授業科目について、基本項目、授業目的、熱意態度、授業方法、授業運営、内容理解、総合評価、学生に対する認識等の設問項目により実施する。
授業改善アンケート	授業担当教員が該当科目の開講期間中に、受講生と担当教員のための双方向コミュニケーションツールとして、Web上で学生の意見を聴き、反映することができるシステムを提供するものである。
CUMOC (キューモ)	「授業改善アンケート」システムにおいて、受講生が携帯電話、パソコンを利用して回答するクリッカー機能のことをいい、授業中に教員が作成したアンケートに対し受講生からの回答をリアルタイムに集めて、その結果を教員と受講生が一緒に見ながら授業を進める双方向対話型の授業を構築していくためのツールを提供。
授業改善ビデオ撮影支援	大学教育研究センターがメディア教育センターと協力して、講義室に出張撮影し、撮影した映像をDVDなどに記録して教員に提供している。
授業のオープン化制度	他の教員の授業を参観して更なる授業改善への模索を行う。
全学公開授業	授業担当者が授業を公開することで、自分の授業の課題を明確にし、抱えている問題や悩みに関するアドバイスを得る場としている。
授業サロン	異なる分野、文理の壁を越えた教員（5人程度）が、互いの授業見学を行い、授業の考え方、工夫、改善等について情報・意見交換を通じて、授業改善のヒントを見出す。
教育活動顕彰制度	教員の教育活動に係る業績、学生による授業評価、学内行政（学務活動）・社会貢献に係る業績などを評価項目とし、教育活動全般を総合的に評価して特に優れた活動をした者に対する教育活動優秀賞及び特筆すべき教育活動実績を挙げた者に対する教育活動特別賞の2種類の表彰を行う。
FD 活動評価点検	全学・学部等で実施したFD活動の目標、取り組み、課題等について、評価・点検を行い、学内外に公表する。
教員キャリアアッププログラム	授業技術、授業技術・運営、授業デザイン等について学内外の講師により、大学教員に求められるこれらのスキルアップを図るプログラムの実施。
FD カフェ	大学教育に関する様々なテーマ等について、教職員が自由に意見を交わすことで情報やスキルを共有する場の提供
FD 活動支援経費の補助	教員間におけるFD活動を奨励、支援し、教育活動を一層充実させるために、学科、教室等のFD活動に対しその経費の一部を補助する。
学部・研究科FD委員会	学部・研究科の現場における実行組織

c 開催状況（教員の参加状況含む）（平成25年度）

内容等	開催回数	テーマ、参加人数等
FD 講演会	3回	第1回84人、第2回60人、第3回54人
授業サロン	2回	第1回5人、第2回5人
全学公開授業	4回	第1回6人、第2回12人、第3回8人、第4回7人
教員キャリアアッププログラム	5回	第1回7人、第2回39人、第3回7人、第4回6人、第5回10人
FD カフェ	4回	第1回30人、第2回13人、第3回16人、第4回13人
学科単位のFD研究会等（大学が活動経費を補助したもの。）	7回	(1) 工学部電気システム工学科研究会 10人 (2) 現代教育学部幼児教育学科研修会参加 1人 (3) 国際関係学部国際関係・国際文化学科研究会 9人 (4) 国際関係学部中国語中国関係学科 8人 (5) 現代教育学部児童教育学科講演会 16人 (6) 人文学部コミュニケーション学科研究会 2人 (7) 人文学部心理学科 研修会 9人

※ 大学・研究科FD委員会は、活動目標、取り組み状況、課題と今後の取組を掲げて常時活動している。

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

本学では、全学的な組織として「FD委員会」を置き、その下に「FD活動WG」及び「FD活動評価点検委員会」を置いており、この委員会を中心として、上記の活動内容の結果を踏まえつつ、より个性的で多様化した授業改善・教育活動の向上を図るべく、積極的にFD活動に取り組んでいる。

一方、中部大学教育活動顕彰制度により、FD活動、自己評価等を踏まえた教育活動において、優れた功績を挙げた教育職員、教育組織を顕彰している。

また、毎年、「教育・研究活動に関する実態資料（1年間に行った教育、研究、社会貢献、大学運営に関する活動の基礎的なデータ集）」及び「中部大学教育研究（新時代の大学教育の理念・手法・改善策などを論じ合う場を提供し、教育改善・質的向上に役立つ学内雑誌）」を教職員に配布し、PDCAサイクルの自己点検評価等の基礎的資料としての活用を求めている。

さらに、本学では、平成20（2008）年度からFD活動についての点検評価を実施することとし、「中部大学 2013年度FD活動評価点検報告書」をまとめ、ホームページで公表している。

なお、学部・研究科FD委員会では、常時活動を続け、教育プログラムの変更、授業内容の変更等まで踏み込んで、魅力ある授業づくりに取り組んでいる。

平成25年度には、「学生の主体的な学び」に向けての状況や「学生の学修成果」に関する状況を、既存の調査とは別に把握し、組織として教育内容を検討する資料とするために、「学習成果に関する調査（試行）」を実施した。

③学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a 実施の有無及び実施時期

内容等	実施期間
授業改善アンケート・CUMOCシステム稼働	春学期平成25年4月～9月、秋学期平成25年9月～平成26年3月
「学生による授業評価」「教員による授業自己評価」	平成25年7～8月、平成26年1～2月
「学生による授業評価」の結果に対する教員のコメント入力	平成25年8月、平成26年2～3月
「学生による授業評価」「教員による授業自己評価」の結果公開	平成25年9月～、平成26年3月～

b 教員や学生への公開状況、方法等

1) 上記のことについては、Web入力方式により、全学生、全教職員に公開している。

(注)・「①a 委員会の設置状況」には、関係規程等を転載又は添付すること。

「②実施状況」には、実施されている取組を全て記載すること。(記入例参照)

中部大学FD委員会規程

(設置)

第1条 中部大学（以下「大学」という。）に、本学の学部の授業内容及び方法並びに大学院の授業、研究指導の内容及び方法を改善し向上させるための組織的な取組みを推進するため、中部大学FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) FD活動の在り方に関する事項
- (2) FD活動の実務に関する事項
- (3) 教育職員の顕彰に関する事項
- (4) 教育職員の資質向上を図るための組織的な研修に関する事項
- (5) その他FDに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 大学教育研究センター長
- (8) 学術情報センター長
- (9) 事務局長
- (10) 大学教育研究センター副センター長
- (11) 教養教育部長補佐
- (12) 学長が指名する者

(任命)

第4条 委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 第3条第12号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じ、学長が欠員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決する。

(審議結果の報告)

第8条 委員長は、委員会において決定した重要事項を中部大学協議会に報告するものとする。

(専門委員会)

第9条 委員会に、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学教育研究センターにおいて処理する。

(運営細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

中部大学FD活動評価点検委員会規程

(趣旨)

第1条 中部大学FD委員会規程（以下「規程」という。）第9条に規定する専門委員会として中部大学FD活動評価点検委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学におけるFD活動全般、及び中部大学教育活動顕彰制度に係る事項について評価点検を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次の掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学教育研究センター長
- (2) 大学教育研究センター副センター長
- (3) 学長の指名した者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、大学教育研究センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 委員は、学長が任命する。

- 2 第3条第3号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、大学教育研究センターにおいて処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

中部大学教育活動顕彰規程

(目的)

第1条 この規程は、中部大学（以下「本学」という。）の教育目標の達成、教育のより一層の改善を図るため、本学における教育活動の分野において優れた功績を挙げた教育職員を顕彰する「中部大学教育活動顕彰制度」（以下「顕彰制度」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰制度による表彰は、次に掲げる2種類とする。

- (1) 教育活動優秀賞（以下「優秀賞」という。）
教育活動全般を総合的に評価し、特に優れた活動をした教育職員を表彰するもの。
- (2) 教育活動特別賞（以下「特別賞」という。）
特筆すべき教育活動実績を挙げた教育職員等を表彰するもの。

(優秀賞)

- 第3条 優秀賞は、年度の4月1日に在籍する専任の教育職員（助教以上の者に限る。以下本条において同じ。）のうち、年間を通じて卒業研究を除く「学部授業」を各学期平均3コマ以上（年間6コマ以上）担当し、次年度も引き続き本学の専任の教育職員として勤務する者を対象とする。ただし、出張・病気等の理由により連続して2ヶ月以上にわたり出校しなかった者は、この対象から除くものとする。
- 2 優秀賞に対する評価は、学部におけるポイントと大学におけるポイントを併せて総合的に行うものとし、評価項目その他の取扱いについては、別に定める。
 - 3 優秀賞の表彰者数は、各学部における表彰対象者数を按分して決定するものとする。ただし、その総数は、原則として表彰対象者の上位10パーセント以内の数とする。

(特別賞)

- 第4条 特別賞は、広義の教育活動（学生募集活動、就職支援活動等を含む。）において、当該年度における活動実績又は過去からの継続した活動実績に基づき、学部、その他これに類する組織から推薦があった教育職員、非常勤講師、組織、グループ等を対象とする。ただし、学部を対象とする推薦の場合は、自薦によるものとする。
- 2 特別賞に対する評価は、推薦書及び提出された資料に基づき行うものとする。

(審査選考委員会)

- 第5条 顕彰制度による表彰対象者の公正な審査及び選考を行うため、中部大学教育活動顕彰審査選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

(表彰者)

第6条 顕彰制度による表彰者は、委員会の具申に基づき、学長が決定する

2 表彰者には、記念の盾を贈呈し、その榮譽を称える。

(評価の活用)

第7条 顕彰制度による表彰は、毎年度実施し、その結果は、教育上の業績として活用するものとする。

(施行細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、中部大学FD委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 中部大学教育活動表彰規程（平成14年10月22日制定）第5条の規定に基づく、平成19年度の教育表彰者が決定された時点をもって、中部大学教育活動表彰規程、審査・選考委員会規程（平成14年10月22日制定）、教育改善評価委員会規程（平成14年10月22日制定）及び評価点検委員会規程（平成14年10月22日制定）は、廃止する。

中部大学教育活動顕彰審査選考委員会規程

(趣旨)

第1条 中部大学教育活動顕彰規程（以下「顕彰規程」という。）第5条に規定する中部大学教育活動顕彰審査選考委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、「中部大学教育活動顕彰制度」に係る重要事項について審議するとともに、顕彰規程に基づく表彰対象者の審査及び選考を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうちから学長が指名する者
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 教務部長
- (5) 学生部長
- (6) 大学教育研究センター長
- (7) 大学教育研究センター副センター長
- (8) 事務局長
- (9) 学長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 委員は、学長が任命する。

- 2 第3条第9号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、大学教育研究センターにおいて処理する。

(施行細則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(3) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

本学の自己点検・評価等の実施状況は、「設置の趣旨等を記載した書類」に記したとおりであるが、これらの成果は平成 22 年度（一部は平成 23 年度）から実施した中部大学の新教育改革の一つとして、従来の教養教育、専門教育などの科目区分にこだわるのではなく、一貫した学士課程教育として組織的に取り組むことへの礎となっている。

工学部ロボット理工学科は、本年度（平成 26 年度）に設置したところであり、その設置の趣旨・目的・教育目標等を着実に実施するため、全学一体となって更なる魅力ある授業づくり、学生による授業評価等を実施し、教育研究水準の向上、教育の質の向上に努めている。

開設年度に、学生定員 80 人に対し、80 人の入学生を受け入れて、理学的素養とロボット領域における知識・能力・技術を身につけたロボット共存社会を支えるグローバルな技術者の育成に邁進し、4 年後に社会の高い評価が得られるように努める。

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

平成 25 年 7 月 公表

b 公表方法

「中部大学自己点検評価報告書（平成 24 年度）」及び「自己点検・評価報告書（要旨）」を刊行し、報告書は学内の各部署に配布し、学生及び教職員が閲覧できるようにしている。また、要旨は、全教職員に配布している。

図書館にもこれらの資料を配し、学内外の者が閲覧できるようにしているとともに、ホームページにも公開している。

③ 認証評価を受ける計画

平成 26 年 10 月に評価機関「(財) 日本高等教育評価機構」の評価を受ける。

(注)・設置時の計画の変更（又は未実施）の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(4) 情報公表に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表の有無 (有 ・ 無)

b 公表時期（未公表の場合は予定時期） (平成 26 年 7 月 実施)